

## 住民訴訟と原告第2準備書面

夢洲 IR 差し止め住民訴訟は提訴から5ヶ月近くが経過した。最近の動きとして重要なのが、12月15日付で提出された「原告第2準備書面」である。大阪 IR カジノ住民訴訟について多くの人に知ってもらいたいので、抜粋して紹介する。

原告第1準備書面で、原告は「本件借地権設定契約その他の本件土地関連契約の開示必要であること」を主張した。すなわち本件合意に別紙として添付されている下記文書である。

別紙1:大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等実施協定書(案)

別紙2:大阪夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業 事業用定期借地権設定契約書(案)

別紙3:大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の立地及び整備に関する協定(案)

別紙4:大阪夢洲地区特定複合観光施設区域の立地及び整備に係る土地使用等に関する協定(案)

別紙5:継続協議事項

既に述べた必要性についての主張を変更するものではなく、また、それ以上の開示を求めないという趣旨ではないが、上記別紙のうち、本件住民訴訟の審理に特に必要とされる部分ないし文書は、下記のとおりである。

別紙1:本件土地上に建築される施設・建物の規模・構造等に関連する部分

別紙2:契約書の各条文の標題部分

基本協定書13条の2、4号開発条件及び本件土地対策費用に関連する部分

本件土地上に建築される施設・建物の規模・構造等に関連する部分

別紙3から5は全文

別紙1の理由は、設置運営事業自体の内容に係るものであるが、本件土地上に建築される施設・建物の規模・構造等に関連する部分は、本件住民訴訟において原告らが主張する財務会計行為の違法性に密接に関連する。

別紙2については、契約としては典型契約であり、定型性がある。従って、契約の条文の標題があれば、条文の内容はある程度推測が可能である。

別紙3・4・5については典型契約ではなく、その内容に予測がつかない上、原告第1準備書面で述べたとおり、本件借地権設定契約が締結された場合の大阪市の責任の範囲に密接に関連する重大な事項が含まれている。なお、原告らとしては、それ以外の開示が必要でないというのではなく(既に並行して文書提出命令の申立てを行なっている。)上記の事項等が開示された場合に、それを踏まえて更なる部分の開示を、訴訟指揮を通じて求めることもありうることを申し添えておく。

(2022年12月28日)